

## 和牛日本一鹿児島応援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、鹿児島県産和牛（以下「県産和牛」という。）の販路拡大を図るため、和牛日本一鹿児島応援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき事業を行う補助事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次に掲げるすべての要件を満たす和牛日本一鹿児島応援店、又は複数の法人・団体等からなり、県産和牛の認知度向上に取り組む団体及びその他知事が認める団体とする。

(1) 和牛日本一鹿児島応援店

- ① 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
- ② 当該年度内に事業が完遂できると認められること。

(2) 複数の法人・団体等からなり、県産和牛の認知度向上に取り組む団体及びその他知事が認める団体

- ① 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
- ② 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
- ③ 当該年度内に事業が完遂できると認められること。

2 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当した場合は補助の対象外とする。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者の団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 法人等が刑事告訴された結果、又は民事法上の不法行為を行った結果、係争中であるとき。
- (6) 国及び地方公共団体

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費並びにこれに対する補助率は、別表1のとおりとする。

(補助金等の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書 (別記第2号様式)
- (2) 収支予算書 (別記第3号様式)
- (3) 消費税課税事業者届出書 (別記第4号様式)
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金等の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定による条件は、別紙1のとおりとする。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金等交付決定通知書 (別記第6号様式) により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助対象経費の30パーセントを超える増減
- (2) 補助事業計画の内容変更(ただし、軽微なものを除く。)

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は、別記第7号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施変更計画書 (別記第2号様式)
- (2) 変更収支予算書 (別記第3号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は補助金等変更承認通知書 (別記第8号様式) により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は、補助金等変更交付決定通知書 (別記第9号様式) により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(中止等の報告)

第9条 規則第11条第2項第1号の規定に該当する場合における報告は、別記第10号様式によるものとし、その提出期限は中止又は廃止の理由が生じた日から起算して10日を経過する日までとする。

(事業の補助金等交付決定前着手)

第10条 補助金等の交付申請者が、やむを得ない事情により補助金等の交付決定前に事業を着手

する必要がある場合には、事前着手承認申請書（別記第 11 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、事前着手承認通知書（別記第 12 号様式）により通知する。

（実績報告）

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して 1 ヶ月を経過した日又は当該年度の 2 月末日のいずれか早い日までに規則第 13 条の補助事業等実績報告書による別記第 13 号様式を知事に 1 部提出しなければならない。

2 規則第 13 条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績報告書（別記第 2 号様式）
- (2) 収支精算書（別記第 3 号様式）
- (3) 消費税課税事業者届出書（別記第 4 号様式）
- (4) 証拠帳票類の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

（補助金等の額の確定）

第 12 条 規則第 14 条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金等交付確定通知書（別記第 14 号様式）により行うものとする。

2 補助金の確定額は、補助事業に要した経費の実支出額に和牛日本一鹿児島応援事業補助金等交付要綱に定める補助率を乗じて得た額と和牛日本一鹿児島応援事業補助金等交付要綱第 6 条に基づき決定された補助金の額（変更した場合は変更の額とする。）のいずれか低い額とする。

（補助金等の交付）

第 13 条 規則第 16 条第 1 項の補助金等交付請求書は、別記第 15 号様式のとおりとする。

2 この要綱に基づき交付される補助金等は、概算払をすることができる。

3 規則第 16 条第 3 項の補助金等概算払申請書は、別記第 16 号様式のとおりとする。

（財産の処分の制限）

第 14 条 規則第 21 条第 2 号及び第 3 号の規定により知事が定める財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の別表に掲げる減価償却資産で規則第 21 条第 1 号に掲げる財産以外のものとする。

（財産の管理等）

第 15 条 補助事業者等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者等が、前号の財産について、知事の承認を得て処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を納付させることがある。

(雑 則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月7日に施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、和牛日本一鹿児島PR事業補助金交付要綱（令和6年4月1日施行）は廃止する。

別表 1

事業内容	補助対象経費	事業実施主体・補助率・上限額
「和牛日本一鹿児島」 ロゴマーク活用支援	消費者がロゴマークを目にする機会の拡大が見込まれる取組に要する経費のうち、別表2に該当するものであって、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。	1 / 2 以内 ① 和牛日本一鹿児島応援店 <sup>※1</sup> 250千円 <sup>※2</sup> ② 複数の法人・団体等からなり、県産和牛の認知度向上に取り組む団体 300千円 <sup>※2</sup> ③ その他知事が認める団体 300千円 <sup>※2</sup>
「和牛日本一鹿児島」 イベント開催支援	県産和牛肉関連イベント等の開催に要する経費のうち、別表2に該当するものであって、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。	※1 同一法人が複数の応援店を登録している場合において、2店舗以上の応援店の個別申請は認められない。ただし、同一法人が一括して複数店舗の申請を行う場合は、申請する店舗数に応じて、「250千円×申請店舗数」または「1,000千円」のいずれか低い金額を上限額とする。 ※2 応募状況や申請内容を総合的に勘案し、必要に応じて上限金額を調整する場合がある。

## 【留意事項】

- (1) 「和牛日本一鹿児島」ロゴマーク活用支援、「和牛日本一鹿児島」イベント開催支援のいずれの事業においても「和牛日本一鹿児島」ロゴマークを必ず活用すること。
- (2) 従前実施している取組は補助対象外となる。(ただし、それらと関連して行う、新たな取組等に係る経費については対象となり得る。)
- (3) 複数の法人・団体等からなり、県産和牛の認知度向上に取り組む団体又はその他知事が認める団体が事業を実施する際は、「県外又は県内複数市町村にわたる事業規模」となるよう努めること。
- (4) 複数の法人・団体等からなり、県産和牛の認知度向上に取り組む団体又はその他知事が認める団体が事業を実施する際は、「応援店として未登録だが、登録要件を満たす店舗」を巻き込んで事業を実施するよう努めること。

別表 2

費 目	内 容
需用費	印刷製本費，消耗品 等
役員費	運搬費，手数料，各種メディア掲載料，広告宣伝費 等
使用料及び 賃借料	本事業を実施するのに必要な機器，設備，備品等の使用料 ※「和牛日本一鹿児島」イベント開催支援に取り組む場合のみ
委託料	本事業を実施するのに必要なデザイン作成，ウェブサイト構築，各種PR資 材等作成に必要な委託費
その他経費	上記に掲げるもののほか，知事が必要と認める経費

<補助対象とならない経費>

- (1) 交付申請又は変更交付申請時に補助対象経費として申請していない経費
  - (2) 水道光熱費，電話代等
  - (3) 交際費，飲食に係る経費
  - (4) 試食提供肉代
  - (5) 販促物（ノベルティ）の製作に係る経費（エコバッグ，ポケットティッシュ，ボールペン等，不特定多数に配布するもの）\*
  - (6) 旅費
  - (7) 人件費
  - (8) 報償費
  - (9) 応募等に係る経費（応募に係る印刷代，郵送代，収入印紙及び実績報告に係る費用）
  - (10) 他の用途の経費と区別ができない経費
  - (11) 事業の実施期間内に支出が完了しない経費
  - (12) 上記のほか，公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費
- \* 広報活動を目的とした資料やコンテンツ（パンフレット，チラシ，動画等）及び店舗等における「和牛日本一鹿児島」をPRする資材（店舗看板，メニュー表，紙ナプキン等）の作成は対象経費。

【注意】

- (1) 補助対象経費は，原則，交付決定日以降に着手されたものに限る。ただし，和牛日本一鹿児島応援事業補助金交付要綱第10条に基づき，事前着手承認を受けている場合を除く。
- (2) 本事業以外に補助金等の交付を受けている場合は，その補助対象となった経費を控除した額が本事業の対象経費となる。
- (3) 領収書，明細書等が明らかでないものは，補助対象経費として認めない。

## 別紙 1

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものである。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続等について（2 納付金の取扱いに係る箇所）」（平成20年府会第393号。以下、「内閣府通知」という。）及び「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業を除く。）」に従うこと。
- 2 補助事業者は、第4条第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 3 前号のただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第8条第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金等額から減額して報告しなければならない。
- 4 第2号ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第8条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前号の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第5号様式の消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金等の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。
- 5 交付金事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下、「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ県の承認を受けなければならない。（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合を除く。）。
- 6 県が、交付金事業者が取得財産等を処分することにより内閣府通知（2 納付金の取扱いに係る箇所）に基づき収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 7 交付金事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 8 補助事業者等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。
- 9 補助事業者等は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の2月末日のいずれか早い期日までに知事に実績報告書を提出しなければならない。
- 10 補助事業者等は、実績報告を提出するに当たっては、補助金の支出が明確となる書類を添付しなければならない。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

鹿児島県知事

殿

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

年度和牛日本一鹿児島応援事業補助金交付申請書

年度和牛日本一鹿児島応援事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び和牛日本一鹿児島応援事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額  
金 円
- 2 関係書類
  - (1) 事業実施計画書（別記第2号様式）
  - (2) 収支予算書（別記第3号様式）
  - (3) 消費税課税事業者届出書（別記第4号様式）
  - (4) その他必要な書類

第2号様式（第4条，第7条，第11条関係）

和牛日本一鹿児島応援事業  
 (変更) 事業計画書 (事業実績報告書)

※実施する事業メニューにチェックをしてください。

事業名	<input type="checkbox"/> 「和牛日本一鹿児島」ロゴマーク活用支援 <input type="checkbox"/> 「和牛日本一鹿児島」イベント開催支援
事業実施主体 ※いずれかを選択してください	<input type="checkbox"/> 和牛日本一鹿児島応援店 <input type="checkbox"/> 複数の法人・団体等からなり，県産和牛の認知度向上に取り組む団体又はその他知事が認める団体

※記入欄（行）が不足する場合は適宜追加してください。

1 申請者の概要

ふりがな			
名称			
代表者	職名		
	氏名		
住所（所在地）		〒	
電話(FAX)番号		TEL : FAX :	
e-mail			
担当者連絡先		(部署名) (職・氏名)	
		(電話)	
		(e-mail)	
業種・業態 ※応援店のみ（登録内容を記載）		和牛日本一鹿児島応援店登録番号 ※応援店のみ	R〇-〇〇〇
法人番号 ※応援店のみ	<input type="checkbox"/> 法人ではない		
組織	〔役職名・氏名〕		
沿革（活動・実績含む）			

3 事業の目的

4 事業内容

(1) 「和牛日本一鹿児島」ロゴマーク活用支援

取組名	実施時期	実施内容	総事業費		
			(円)	県補助金 (円)	その他 (円)
		<b>【事業内容の詳細】</b>  <b>【ターゲット】</b>  <b>【事業の効果】</b>			
小計					

(2) 「和牛日本一鹿児島」イベント開催支援

取組名	実施時期	実施内容	総事業費 (円)	その他									
				県補助金 (円)	(円)								
〇〇（イベント名）の開催	〇月上旬	【事業内容の詳細】											
		【事業に係る参画者及びその役割】											
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="width: 50%;">団体等名</th> <th style="width: 50%;">役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr style="background-color: #cccccc;"> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr style="background-color: #cccccc;"> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				団体等名	役割						
		団体等名				役割							
【事業実施スケジュール】													
【ターゲット】													
【事業の効果】													
小計													

5 総括表

事業内容	事業費（円）
(1) 「和牛日本一鹿児島」ロゴマーク活用支援	
(2) 「和牛日本一鹿児島」イベント開催支援	
合計	

6 添付資料

<input type="checkbox"/>	事業実施主体の概要がわかる資料（団体の定款・規約，店舗パンフレット等）
<input type="checkbox"/>	デザイン案 ※「和牛日本一鹿児島」ロゴマーク活用支援に取り組む場合

第3号様式（第4条関係，第7条，第11条関係）

（変更）収支予算書（収支精算書）

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	精 算 額	備 考
県補助金			
自己負担			
計			

（注）収入に他の補助金等がある場合，備考欄には当該補助金等の名称を記載すること。

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	精 算 額	備 考
計			

（注）備考欄には経費の根拠（経費内容，単価，数量，員数等）を詳細に記載すること。

## 消費税課税事業者届出書

年 月 日

鹿児島県知事

殿

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

年度和牛日本一鹿児島応援事業補助金の交付申請（実績報告）にあたり，消費税法上の納税義務について，下記のとおり届け出ます。

### 記

納 税 区 分		で あ る	予 定 で あ る
1	免税事業者		
2	課税事業者	(1) 簡易課税制度選択者	
		(2) 特定収入割合5%超	
		(3) 特定収入割合5%以下	
		(4) 課税売上割合95%未満	
		①個別対応方式	
		②一括比例配分方式	
		(5) 課税売上割合95%以上	

(注1) である者は，該当欄に○印を記入する。

(注2) 予定である者は，該当欄に確定予定の時期を記入する。

(注3) 2の(2)及び(3)については，以下の者のみ記入する。

- ・地方公共団体の特別会計
- ・消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人，公益法人など）
- ・人格のない社団（農業者で構成する任意団体など）及び財団等

第5号様式（第5条関係）

年度和牛日本一鹿児島応援事業補助金の消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった和牛日本一鹿児島応援事業補助金について、和牛日本一鹿児島応援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等の額の確定額  
金 円  
( 年 月 日付け第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金等の確定時に減額した消費税仕入控除税額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金等返還相当額（3－2）  
金 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる

資料

5 当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載  
[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金等に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載  
[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

第 号  
年 月 日  
（畜産振興課扱い）

様

鹿児島県知事 印

年度和牛日本一鹿児島応援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度和牛日本一鹿児島応援事業補助金  
については、鹿児島県補助金等交付規則第6条の規定により、下記のとおり交付すること  
に決定しました。

記

- |            |        |   |
|------------|--------|---|
| 1 事業に要する経費 | 金      | 円 |
| 2 補助金の額    | 金      | 円 |
| 3 交付の条件    | 別紙のとおり |   |

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿児島県知事

殿

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

年度和牛日本一鹿児島応援事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度和牛日本一鹿児島応援事業を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条及び和牛日本一鹿児島応援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 計画変更の理由

3 関係書類

- (1) 事業実施変更計画書（別記第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（別記第3号様式）

(注) (1)及び(2)については、それぞれ補助金交付申請書（別記第1号様式）に添付する事業計画書及び収支予算書（別記第2号様式）を用いて作成すること。この場合において、変更に係る部分は二段書きとし、変更前のものを括弧下記で上段に記載すること。

第8号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日  
（畜産振興課扱い）

様

鹿児島県知事 印

年度和牛日本一鹿児島応援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度和牛日本一鹿児島応援事業の変更  
については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認します。

第 号  
年 月 日  
（畜産振興課扱い）

様

鹿児島県知事 印

年度和牛日本一鹿児島応援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度和牛日本一鹿児島応援事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

- |            |        |   |
|------------|--------|---|
| 1 事業に要する経費 | 金      | 円 |
| 2 補助金の額    | 金      | 円 |
| 3 交付の条件    | 別紙のとおり |   |

年 月 日

鹿児島県知事

殿

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

年度和牛日本一鹿児島応援事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度和牛日本一鹿児島応援事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、鹿児島県補助金交付規則第 11 条及び和牛日本一鹿児島応援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

記

- 1 中止又は廃止の理由
- 2 中止又は廃止の期間

年 月 日

鹿児島県知事

殿

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

年度和牛日本一鹿児島応援事業補助金事前着手承認申請書

記

和牛日本一鹿児島応援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり条件を了承の上、事業を交付決定前に着手したいので申請します。

- 1 交付決定額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 2 実施事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

事業名	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
<input type="checkbox"/> 「和牛日本一鹿児島」 ロゴマーク活用支援	円	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 「和牛日本一鹿児島」 イベント開催支援				

(注) 「事業費」欄は、総事業費とする。

第 号  
年 月 日  
（畜産振興課扱い）

様

鹿児島県知事 印

年度和牛日本一鹿児島応援事業補助金事前着手承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度和牛日本一鹿児島応援事業は、下記条件を付して申請のとおり着手されることを承認します。

記

条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担するものとする。
- 2 当該事業の全部又は一部が補助の対象とならなかった場合において、異議の申立てはしないこと。
- 3 事前施行であっても関係法令・規則等を遵守すること。

年 月 日

鹿児島県知事

殿

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

年度和牛日本一鹿児島応援事業補助金実績報告書

記

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知に基づき和牛日本一鹿児島応援事業を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第 13 条及び和牛日本一鹿児島応援事業交付要綱第 11 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

- 1 事業実績報告書（別記第 2 号様式）
- 2 収支精算書（別記第 3 号様式）
- 3 消費税課税事業者届出書（第 4 号様式）
- 4 証拠帳票類の写し
- 5 その他知事が必要と認める書類

第 号  
年 月 日  
（畜産振興課扱い）

様

鹿児島県知事 印

年度和牛日本一鹿児島応援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度和牛日本一鹿児島応援事業補助金  
については、鹿児島県補助金等交付規則第 14 条の規定により、下記のとおり確定しました。

記

- |   |          |   |   |
|---|----------|---|---|
| 1 | 事業に要した経費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額    | 金 | 円 |

年 月 日

鹿児島県知事

殿

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

年度和牛日本一鹿児島応援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付決定（確定）通知書に基づく 年度  
和牛日本一鹿児島応援事業補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規則第 16 条  
の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

総 額	円
前回までの交付額	円
今回請求額	円
未請求額	円

(振込口座情報)

口 座 番 号	
金 融 機 関 名	
当 座 ・ 普 通	
フ リ ガ ナ	
口 座 名 義 人	

【発行責任者及び担当者】

・責任者： (連絡先 - - )  
・担当者： (連絡先 - - )

年 月 日

鹿児島県知事

殿

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

年度和牛日本一鹿児島応援事業補助金概算払申請書

年 月 日付け 第 号の交付決定のあった 年度和牛日本一鹿児島応援事業補助金を鹿児島県補助金等交付規則第 16 条及び和牛日本一鹿児島応援事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり概算払くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 概算払申請額  
金

円

総事業費	補助金額	概算払 受領済額	今回申請額	残 額
円	円	円	円	円

2 概算払を必要とする理由